

事務連絡
令和2年2月13日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

新型コロナウイルスの感染症対策について（要請）

標記については、「新型コロナウイルスに関する感染拡大防止について」（令和2年1月30日付け事務連絡）において、旅行者や添乗員等に対する感染拡大防止対策の周知の協力について依頼したところです。

今般、政府では、一般の方向けの感染症対策に係る情報提供に加え、新たに、多くの人が集まるイベントや行事等の主催者側に対して、アルコール消毒液の設置など可能な範囲での対応の検討を呼びかけております。

つきましては、貴都道府県登録の旅行業者等に対して、旅行業者の営業所等で不特定多数の方が出入りするところにおいて、アルコール消毒液の設置をはじめとした利用者に係る感染症対策の要請をしていただくようお願いいたします。

また、旅行業者等が主催する会合、セミナー等の開催において、会場等におけるアルコール消毒液の設置等、来訪者に係る感染症対策を講じていただくとともに、当該業務に従事する職員に対しましても、手洗い、マスクの着用、手洗い及び消毒などの感染症対策に努めていただくよう併せてお願いいたします。

なお、旅行業協会には別添により、要請を行っております。

（参考）

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ
(新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について)
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html